



ニュース

No.25

しぐなるあいず

NPO 法人 成年後見センター しぐなるあいず 代表 蒲田 孝代

事務局: 松戸市松戸 1394-8 TEL: 047-702-7868 FAX: 047-702-7869

Eメール: signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp ホームページ: <http://www.signaleyes.biz/>

第 25 号 平成 27 年 4 月 30 日 発行

成年後見制度利用の理想と現実

NPO 法人 成年後見センター しぐなるあいず
理事 早木紀基

「後見」という役は、歌舞伎の世界では、黒子や脇役など裏方として主役を支える人と言うそうです。役者の中村小山三さんが、この4月に94歳で亡くなられましたが、女形や黒子として存在感を持っていても、表に出過ぎない名後見役だったと言われています。翻って、私は、知的障害のある長男の成年後見人を務めて10年経ちますが、子の思いよりも親の思いを優先しがちで、今日まで何の気なしに主役を超えてきました。

普通に子供の自立を願って子育てが始まったはずなのに、いつの間にか40数年、後見制度の理念とされる「本人の自己決定・自己代弁・自己実現」の支援を意識すればするほど、精神的には、ますます子離れから解放されにくいように感じます。

親が元気なうちは、第三者へ子の後見人を委任する心境にはなかなかないものです。第三者への後見報酬を節約して、子供の将来に資金を少しでも積み立てて置きたい気持ちもよく解ります。しかし最近裁判所から、1200万円

を超える高額の前貯金を管理している親族後見人には、後見制度支援信託を利用して大部分の前貯金管理を信託銀行か専門職の監督人へ委託するよう指導を受けるようになりました。複数後見も活用されつつありますが、この制度により、身上監護（生活のことや契約などの法律行為）を親が、財産管理を専門職か信託銀行が行うということになると、子供の自立にとってよりよいことなのかは、慎重に考える必要があると思います。

思えば9年前、当時、親が高齢化したら、「子の後見に行き詰まった親たちの受皿が必ず必要になるだろう」という課題を解決するために、親の有志と、その子たちが利用する施設長有志が集まって、NPOを立ち上げ、気軽に後見の引継ぎもし易い支援組織を目指し、始動したつもりでした。

当初の3年間は、法人の知名度を上げ、活動資金を確保し、支援者の拡大を図る等のやり繰りで過ぎ、反省の結果、ボランティアレベルの人力・資金力では責任ある運営は難しく、社会

(裏面に続く)

的にはもっと信頼が高く、自ら法的な課題の解決能力も有する専門職や支援スタッフの必要性を痛感していたところ、天の恵みか、現在の有能なリーダーや支援スタッフの参加が叶い、法人としての総合力は急増し、現在 65 件の後見事件を受任できる規模へ成長しました。

勿論、地道に活動した親たちも、子の面倒は後回しにしても受任した被後見人のため誠実な気配りを続けた結果、時には、被後見人親族の病院通いや留守邸宅の水遣り、墓参りのお供など、親族以上に頼られ過ぎのケースもあります

が、地域社会のため、わずかずつでも後見の成果が見られることに、大変喜びを感じています。

成年後見制度の利用は、「必要な人全てに公平に行き渡らせるべきだ」という当法人の行動理念は不変ですが、障害があり家族もいないため、人並みに幸せを得るべき後見報酬の原資を生み出せない人も沢山います。成年後見制度では、財産管理と同様に、本人の幸せな笑顔づくりも大切な後見役の仕事の一つに位置付けたいものです。

□ 後見制度支援信託とは □

成年後見制度による支援を受ける方（本人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭（預貯金）は成年後見人が管理し、通常は使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。この制度を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには、予め家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。財産を信託する信託銀行や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人が本人に代わって決めたと、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約をします。なお、保佐・補助（判断能力が一定程度ある方）および任意後見（判断能力があるうちに契約する制度）では利用できません。

成年後見制度に関する分かりやすい動画を見られます。後見制度支援信託についてのビデオもあります
裁判所 | 動画配信 <http://www.courts.go.jp/video/>



☆新スタッフの紹介☆

昨年12月に入社しました濱田 奈穂子（はまだ なほこ）と申します。前職は高齢者介護に携わっておりました。社会福祉士取得を機に相談業務の仕事に就きたいと思いしぐなるあいずでお仕事をさせて頂くことになりました。悩みや問題を抱えて相談に来られた方々の笑顔が引き出せるような支援を目標に頑張ります！



「法律と生活の相談室」

毎月第三木曜日の10時～15時におこなっています。障害者・高齢者・支援者が対象です。司法と福祉の専門職がペアになって相談に応えます。お電話で予約を受け付けております。

（要予約・相談無料）

「障害者のための成年後見制度相談会」（松戸市成年後見制度法人後見支援事業）

毎週火曜日の9時～17時におこなっています。障害をお持ちの市民の方やそのご家族、支援者へ社会福祉士が相談を受けます。（要予約・相談無料）

しぐなるあいずでは、活動を支えてくださる賛助会員を募集しています
年会費：個人 3,000 円 団体 10,000 円
連絡先： しぐなるあいず事務局 TEL 047-702-7868